

❁ リサイクル できる古紙類

以下のものがリサイクルできる古紙類となります。
分別してリサイクル業者に出してください。

段ボール



新聞 (チラシ含む)



雑誌など



OA紙



雑紙 (メモ用紙、紙袋、包装紙など)



注意!

- ①ファイルの金属やクリップなどは必ず取り外してください。
- ②油や汚水などで著しく汚れたものはリサイクルできません。

- ティッシュペーパー
- 臭いのついた紙 (石鹸の包装紙など)
- ワックス加工した紙 (紙コップ、カップめん、アイス・ヨーグルトの容器など)
- 油紙 ●感熱紙 (レシートなど) ●アルミ加工紙
- 防水加工紙 ●写真
- ビニールでコーティングされているもの
- 圧着はがき ●カーボン紙 ●ロウ付き段ボール
- 金属、プラスチックとの複合品 ●切手 など

❁ リサイクル できない紙類

左のものはリサイクルできませんので、一般のごみとして焼却施設へ出してください。

リサイクルできる古紙類については、



オフィス町内会 を利用ください。

会員となった排出事業者のもとに回収事業者が、古紙を**無料**で回収に伺います。

回収した古紙は製紙会社に搬入され、製紙会社において再生利用 (リサイクル) されます。

※一般古紙は「無料」で回収しますが、「**機密文書**」は「**有料**」となります。

入会申込書は、青森県ホームページからダウンロードできます。
まずは、インターネットで検索を!!

弘前地区オフィス町内会

検索

【発行 平成27年7月】

連絡先

弘前市都市環境部 環境管理課 環境事業所 資源循環係

〒036-8314 弘前市大字町田字筒井6-2

弘前地区環境整備センター管理棟2階

TEL 0172-35-1130